

土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年6月27日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後5時06分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦	理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文	県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二	県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典	建設業対策室長 秋山 剛
用地課長 市川 正安	技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳	高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視	治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦	都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚	建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一	

森林環境部長 中楯 幸雄	林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事 山本 正彦	森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森	
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)	宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男	森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明	大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守	みどり自然課長 石原 三義
林業振興課長 中山 基	県有林課長 江里口浩二
治山林道課長 沢登 智	

議題 (付託案件)

- ※第70号 変更契約締結の件
- ※第71号 訴えの提起の件

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

(調査依頼案件)

- ※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第67号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第69号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第23-3号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時7分から午後2時13分まで県土整備部関係(午前11時43分から午後1時35分まで休憩をはさんだ)、休憩をはさみ、午後2時34分から午後5時6分まで森林環境部関係(午後3時40分から午後3時57分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

- ※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(美しい県土づくり推進事業費について)

仁ノ平委員 県土の2ページ、美しい県土づくり推進事業費についてお伺いいたします。山紫水明の本県におきましては、山や水だけでなく、それらを基本に織りなされる景観形成はとても大切なことだと日ごろから思っております。私どもの日常の生活環境としても、あるいは観光ということを考えてときでも、これから景観形成ということは、ヨーロッパの町並みを見ても美しいなと思いますし、大切な事業だと思っておりますが、今回、当初からあわせて、また補正で提案がなされているんですけれども、本県の景観ということを考えましたときに、これは大変これまでにはなかった新しい事業だと思うんですけれども、この事業の目的は何かということをお教えいただけますか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観形成モデル事業につきましては、本県景観行政を推進していく中で平成21年度の景観ガイドラインの策定以来、市町村を含めまして景観計画を策定させていただきまして、景観を推進しているところでございます。その中で、景観の推進に際しまして景観形成事業を市町村が行う場合に、県として補助するという内容のものでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 今の御答弁は、この事業の目的ということで御答弁いただいたと思うんですが、先ほど、私が聞いたかったのは、その前の段階で、本県の景観形成って考えたときに、どのような課題があって、それに対してこの事業はどのような目的で臨むのか、そのあたりを伺いたかったんです。

山口美しい県土づくり推進室長 景観ガイドラインの中に、山梨県の景観行政に関する指針と

しまして、まずは景観の保全というものがございます。続きまして、創造という形の中で、景観整備事業がございます。感性をはぐくむという形の中で、景観をめぐる、また、見たときの感覚を養う、景観に対する教育等を含めましたものがございます。そういう中で、今回の位置づけとしましては、本県における景観を創造していく中で事業を推進して景観を形成する。修景工事というような形を言わせていただいておりますけれども、そういう工事でございます。

仁ノ平委員 保全、整備、創造、そんなあたりが、これまでできていなかったもので、この事業の目的があるというお話かと思うんですが、説明書によると世界遺産との関係がちょっと触れられているんですが、その世界遺産の候補地区内にモデル地区を考えているんだということなんですが、具体的には本年度の計画ではどの辺の地区にこの事業をされるんでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 世界文化遺産につきましては、コアゾーンという重要拠点がございます。そういう中で修景計画等がある場合、県としては特に忍野村、山中湖村、河口湖等について検討しているところでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 当初ともあわせて3,600万円の予算だということなんですが、景観をつくっていくときに、これで足りるのかなという気持ちがするんですけど。そのこととあわせて、概要の方を見ると、予算概要の方を同じ事業で見ると、補助率が2分の1、5分の2、15分の1と書かれていて、どういうふうに考えたらいいか意味がわからないんですが、先ほどのこれで足りるのかなというあたりと、この補助率と含めて御説明いただけますか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観モデル事業につきましてはの補助率でございますが、これは市町村が行う事業に対して県が補助する制度でございます。補助率は原則2分の1でございます。また、市町村が住民の方たちに補助する場合、県も同じく2分の1を補助する制度ではございますが、住民の方にも5分の1以上の負担をいただきまして、残りを市町村が補助する。または、その半分を県が補助するという制度でございます。

この中に、忍野村とか、山中湖には今ございませんが、そういうところで国庫補助事業が導入されているところがございます。国庫補助事業につきましては、3分の1が補助の対象となっておりますので、3分の1と5分の1の間を県が15分の1、追加補助するという内容のものでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 わかりました。そうすると、3,600万である程度すごく大きな仕事ができるように聞こえますが、さて、景観形成となると、本年度だけでできることのようにには到底思えないのですが、今後も、これから先も、ずっとやっていくことになるんでしょうけど、当面、この事業はどれぐらいのスパンで考えていらっしゃるんですか。

山口美しい県土づくり推進室長 美しい県土づくりでは、この目標を4年間の目標の中で、今年度1,000万円を計上させていただいております。

仁ノ平委員 4年間ですか。4年間で間違いはないですか。

山口美しい県土づくり推進室長 一応、4年間の目標を定めた中で計画を立てておりますが、当然のことながら、この事業が有効な効果を示していく中では延長も考えているということでございます。

仁ノ平委員 まあ、ずっと続くこととは思いますが、4年取り組まれた中で、その先もぜひ強力に考えていただくとありがたいと思います。

最後になりますが、この事業、景観というと、見て美しいということだと思っておりますが、と同時に、だれが使っても使い勝手がいいというか、そんなことも、その場に行ったときに望まれることなんですけれども、景観というのはランドスケープデザインと言われるようで、先ほど部長から説明があった、だれもが暮らしやすい環境づくり、ユニバーサルデザインを推進していくんだというのが本年度の県土整備部の大きな方針であるといったときに、両方、デザインという言葉が、ユニバーサルデザイン、ランドスケープデザインという言葉が出てくるわけですけどね、私がずっと発言してきたユニバーサルデザイン、あるいはバリアフリーということがこの事業の中でどう担保されていくのか、どう位置づけていくのか大変興味あるところなんです、いかがでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 修景計画は、今からモデル事業を行っていく中で、地元を含めまして修景計画、デザイン設計と、地元住民、市町村、県、三者協働による計画を推進してまいります。この中で、市町村の景観計画の中には当然そういうものが入っているということでもあります。

仁ノ平委員 ぜひよろしく願いいたします。

(道路公社経営支援貸付金について)

望月(清)委員 県土の4ページですけれども、道路橋りょう総務費の中で雁坂トンネルの件でありますけれども、これが通行量が減少して、返済金が足りないと、こういうことでもありますけれども、今の実態、それから、当初の計画の数値、どのぐらいの差異があるか教えていただきたいと思っております。

大久保道路整備課長 雁坂トンネル有料道路の平成22年の当初計画交通量が91万2,000台、実績交通量が44万2,000台でございます。計画に対する実績でございますが、48.5%でございます。以上です。

望月(清)委員 この減少は幾つか原因があろうかと思っております。関東地域の高規格道路が完成したり、高速道路が発展したり、こういうことの中で雁坂トンネル、料金の問題も含めまして、往復1,420円でしょうか、ということも含めた中で、減少した原因、どのようにとらえているか教えてください。

大久保道路整備課長 当初、計画時において想定できなかった問題としまして、競合します圏央道において、また、中央自動車道においても、料金について割引制度が実施された。これはETCを活用したものです。それともう一つですが、2年前、21年の3月から実施されました休日1,000円乗り放題という制度でございます。これらについては、当初想定できませんでした。

また、もう一つは、これは国全体の経済情勢が、この計画を想定しました平成一けた時点と現在では、将来の経済の伸び率というものが非常に乖離が出た。それから、将来人口におきまして、計画当時においては右肩上がりであれば人口がふえるという予想が、もう少し早く人口減少に向かった。

大きく分けて以上でございます。

望月（清）委員　ただいま、大きく分けて4つほど原因があると。道路環境、料金、経済状況、それから人口の減少と、あるわけですけれども、とりあえず料金問題については対応ができるんじゃないかと、地元では言われております。その辺についていかがでしょうか。

大久保道路整備課長　有料道路の料金につきましては、国の認可が必要でございます。変更する際もこれが必要となります。ということで、現時点では、先ほどの説明でも行いましたが、今現在、1億を超える収益が上がってまいります。残りが17年間、これの償還金が15億ということで、現時点では料金変更をする必要なく、料金の徴収満了期間であります平成40年4月までには完済できるんじゃないかと考えておりますので、料金の変更、例えば値上げということになると、また逆に利用者に対するブレーキがかかるということもあわせて、現時点では今の普通車710円、これのままで行っても、平成40年までの完済は可能と考えております。以上です。

望月（清）委員　私はやはりこれを利用していただくということが大きな目的ではないかと思えます。特に、観光関係とか経済活動の中で、これを減少させちゃいけない。地域の経済のためにもそんなふうに常に思っているんですけども、今の答弁の中で、私は安くしてもらいたい、または無料にしてもらいたいという方向性の中での質問をしたつもりなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

大久保道路整備課長　料金を下げるということで利用促進というのはある程度効果があるとは思っております。ただ、経営という観点からいきますと、非常に厳しくなる。そこでいろいろな方策を現在考えておまして、国の認可が要らない中での社会実験とか、そういったものを今後検討していきたい。その中で料金の一時的な社会実験での、ある期間での改定ということは可能だというふうに国との協議の中で聞いておりますので、さまざまな方法を検討しまして、有効と思われる方法についてはまた講じていきたいと考えております。以上です。

望月（清）委員　この料金が高いということの中で、私は、できたら、これを利用してもらうのだったら、例えば西関東の埼玉県の人たちが、例えば石和、甲府に買い物に来ます。ガソリンも高くなっているんですけども、そういう中で、雁坂トンネルを通過して往復1,420円を払って、ガソリン代を払って、1回ぐらいは来るかもしれないけれども、なかなか来ないということになって、じゃあ、方法として、例えば、商工会の中で加盟店があれば、そこで5,000円以上買ったら半分値引をすとか、1万円買ったらただにするとか、そういう制度的なものをつくって、県が4分の1で、地元の市町村が2分の1、それで直接買って受益者ですね、商店がそのまた2分の1ですね、25%、こういうような形で取り組むと料金を下げないでも使ってもらえることも想定されます。まあ、これは一つの例ですけどね。

そういうような形の中で何らかの方法を考えていかなければいけないと思えます。そうしないと、ここで当初予算がゼロで、補正額が1億6,500万円、これがずっとかなりの年月続くんじゃないかと、想定されます。そうしますと、なかなか返済分がなくて、30年、40年というスパンだったらいいというふうに考えておいでのようですけれども、やはり単年度である程度きちんと処理していく、こういうことが考え方の中で重要じゃないかと思えますけれ

ども、いかがでしょうか。

大久保道路整備課長 今、委員がおっしゃられた方策を含めて、さまざまな方法も検討していただいて、そしてできれば社会実験などにつながって、それが有効な方法が見出せれば、今後、恒久的な対策も講じていきたいと考えております。

それも、今おっしゃられたように、今のところ、この公社のうち、雁坂トンネル有料道路会計については、30年間の有料期間のうち、20年間で返還しなければいけないということで、これはどうしても一時的に資金が不足するというのでございます。今後もまた経済情勢とか不測の事態ということも十分考えられますので、できるだけ余裕が生じるような、確保できるような経営の方針をとっていかなければならないと思っております。また御指導等いただきながら、また御助言等賜りながら、有効な対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

望月（清）委員 最後になりますけれども、3.11の大地震がありましたね。そして、震災地の方々が東北道の方は無料だとかという話がありますけれども、そういうような対策的なもの、例えば時限的にいろいろ考えていくという、柔軟な対応というものが県ではできるんですか。それとも、それは一切できないのでしょうか。そこら辺ちょっと聞いておきたいと思えます。

大久保道路整備課長 東日本大震災の影響で東北の方は高速道路が無料になっています。それに関して雁坂トンネル有料道路の料金を、例えば無料とか、あるいは下げるということについては、現時点では検討はしておりませんが、今後、先ほど言いましたが、さまざまな経営改善の中で、先ほど委員からもお話がありました、利用促進、そして地域の観光の振興という面、むしろそちらの方を今後、社会実験ができるかどうかの検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

前島委員 今、望月委員の雁坂トンネルのことについて、僕はできるだけ早い時期に無料化に踏み込んだ方がいいのではないかと見ていますね。この1億6,500万円という一般会計からの繰り出し、これは恐らく今の流れからすれば、ずっと計画的に進めていかなくちゃならない、そういう会計補てんになっていくだろうと思うんですね。今、本県にとって最大な課題は、観光等を通じて、いかに地域振興を図るかということを考えていくと、1億円の売上があると。それに1億6,500万、それでこれから何年先か償還をして、ツープイにしていくという計画だけれども、この程度の金額であれば、県土整備部ではできるだけ早く検討を加えて、その分を観光の付加価値の売上を伸ばしていく一つのルートとして、重要路線として無料化を図っていくという、結論も大変重要だと思って見ていますよ。それほど大きな金額ではないわけだから、もう既に半分を超える金額を毎年一般会計から補てんをしています。これであと数億っていったって、道路公社そのものを縮小していく方向に向かうことを含めて考えていくと、人件費など含めまして、相当私は相乗効果が得られるのではないかと、そういう取り組みに果敢に、プロジェクトチームをつくって、無料化の方向に向かって取り組んでいくと。財政は大変厳しいけれど、もうあそこは大変重要な、それで、圏央道ができた以上、それほど大きな料金収入の期待というのは私はできないと思うんですね。むしろ無料化によって観光資源を売り出していくという考え方に切りかえていった方がいいだろうと思います。ぜひ検討をしてみたらどうかということですが、部長なり課長なりにお伺いし

たいと思います。

大久保道路整備課長 雁坂トンネル有料道路の現在のまず収入についてなんですが、収入実績として昨年度、3億3,600万ほどございます。維持管理費が2億1,100万。ということで、収支の差額は1億2,500万ということで先ほどから1億円程度の収益があるというふうに説明しております。

それで、問題の今後無料になったらということなのですが、あそこのトンネルは5,000メートルを超えて、約6,600メートル。5,000メートルを超えますと、大型のうち危険車両が通行できません。そして、あそこは長大トンネルですから換気設備とか非常用の設備として、かなり通常のトンネルと比べると安全性を重視した施設がございます。それと、やはり長大トンネルですから、監視の人員を配置し、さらにモニターなんかも設置しております。ということで、通常のトンネルに比べると非常に維持管理費がかかっております。

その辺の維持管理費の問題もございますので、現時点におきましては、平成40年の4月までは今までどおりの有料道路の形態で経営をしていくというのが基本的な考え方でございますが、先生のおっしゃられましたように、確かに無料化になれば、それなりの観光振興等につながるということは理解できると思いますが、経営の方から言いますと、そういう面があるということでございます。

前島委員

現にこれは前向きに検討をしていったらいいと思うんですね。それほど大きなあれではないですし、もう有料道路そのものの基本的考え方は先行投資なんだから、ある程度、これは償還ができれば無料になっていくものだけれども、前倒しをして、そして、やっぱりあの地域の観光に、山梨の観光にいかにか寄与して、その付加価値が一体どのぐらいあるものかということも試算を試みたりして、どうか果敢に無料化に向かって、八ヶ岳の長大橋もそうですけれども、そういう踏み込み方も必要ではないかというふうに感じておりますので、ぜひ検討をしてもらいたいと思っています。部長さんにもちょっと。

酒谷県土整備部長 今、担当課長から説明があったとおりでありますけれども、私どもとしては雁坂トンネル、今は非常に厳しい経営になっておりますけれども、得た料金収入の中で、できる限り維持管理費を出すように、人件費等を減らしているところであります。そういう意味であって1億幾らかの利益を得ていると、それを借金の返済に充てているというような状況であります。

今後、どういう形になるかわかりませんが、経営検討委員会の中で議論をしていただきながら、雁坂有料道路をどういうふうにもっていくかということを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(高齢者居住安定確保計画策定費について)

仁ノ平委員

通告してなくて大変申しわけないんですが、県土の19ページです。建築住宅課の御提案のマル臨の高齢者の居住安定確保計画の策定ということなんですけれども、これは県営住宅にかかわるものですか。

松永建築住宅課長 これは、高齢者が住みやすい、安定して住めるということでございますので、県営住宅も中に含まれるわけですが、一般の民間の賃貸住宅、これが主になるかと思っております。

仁ノ平委員

県営アパート・住宅だけじゃなくて、民間の、賃貸とおっしゃった。そんな

ると県営住宅も含めて、一般の個人のお宅ではなくて、貸す住宅の居住性をアップさせるための計画と考えていいんですか。

松永建築住宅課長 住宅の概念が一般の住宅、賃貸も含めてですが、いわゆる住宅のほかに老人ホーム、これも老人向けの住まいであるというふうな概念もございまして、それを高齢者が住みなれた地域で、そういった老人ホームも含めて安心して安全に暮らすことができるような、そういった社会づくりを目標にするということございまして、今回は住宅政策と、それから福祉というものが連携してその計画をつくるというふうなことで策定をしまっている予定でございます。以上です。

仁ノ平委員 民間アパート、県営アパート、そして老人ホームなどを含んだ高齢者のための住宅の質のアップということだと思んですが、これが計上されているということは、何か現状問題があるわけですよね。ちょっと本県の高齢者住宅にどのような課題があるかお話しいただけますか。

松永建築住宅課長 本県、既に県営住宅につきましては、シルバーハウジングプロジェクト等、いわゆる東山梨ぬくもり団地というのがございますけれども、30戸ほどの供給はしてございますし、あるいはまた、民間のそういった専用の住宅を指定しまして、現在、七十数戸の高齢者向けの賃貸住宅も供給をしているところでございまして、今回は法律が変わりまして、その法律というのが、高齢者の居住の安定確保に関する法律という法律がございまして、この法律が変わりまして、各都道府県でそういった計画を策定することができるというふうな規定がございまして、本県でも他県と同様に今回これをつくりたいということございまして、具体的にどこに問題があるとか、供給してございますので、具体的なところに問題があるというのは今、顕在化しておりませんが、それはこの計画を策定する中では深く検討してまいりたいと考えております。以上です。

仁ノ平委員 流れはわかったのですが、30、70という数字が出まして、それは高齢者の方に専門に貸す、これは高齢者のものだよとして確保されているということですよ。私が思うには、それを高齢者に貸すものとして数の確保も大事でしょうが、すべての住宅についてそういう配慮しているんですか、いつ高齢者の方が民間アパートを借りるかわからないわけで、ここは高齢者専門だよっていう数を確保すると同時に、賃貸業者さんであるとか不動産屋さんであるとか、県営住宅の改良であるとか、すべてが今、課題は計画の中で明らかにしていくということですが、すべてのものがこれからはもう高齢社会になるわけで、全体としてそういうことを配慮するっていうことが大事じゃないかなというのが今、伺っての感想なんですけど、いかがですか。

松永建築住宅課長 先生おっしゃるとおり、今から高齢化社会を迎えるわけですので、いわゆるバリアフリーとかそういったものは施策としては当然でございますので、現在新しく供給する県営住宅につきましても、こういったバリアフリーの考えは取り入れてございまして、古い団地に高齢者の方が入る場合に一部改修するというふうなこともしてございます。

ちょっと私、説明がうまくいってなくて申しわけなかったのですが、今回の居住安定確保計画というものにつきましては、いわゆる高齢者の、ターゲットになりますのが、どうしても高齢の方が単身で住む、あるいは御夫婦で住む

というのが一番手厚くするべきところでございますので、いわゆるサービス付きの賃貸住宅としてこれを整備するというのが一つの目的になってございます。したがって、安否確認とか、食料、御飯を供給するとか、そういったものが原則は対象になるわけでございます。いろいろな賃貸住宅もございませけれども、今回の主たるものはサービス付きの高齢者向け賃貸住宅ということになります。

仁ノ平委員 わかりましたそうすると、何か新しい概念で高齢者住宅のサービス付きの住宅供給という方を目指されると。わかりました大変おもしろいというか、必要な発想だと思うし、ともかくまた大事なところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第69号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第70号 変更契約締結の件

質疑

桜本委員 この変更については大体いつごろ気づいたんでしょうか。

大久保道路整備課長 去年の半ばごろですね。掘削を進めていたところ、先ほど言いましたように、地盤が想定よりかたかったということが判明した時点でございます。

桜本委員 トンネル、県内にも幾つもあるんですけど、過去にもこういったようなことは現に起きているんでしょうか。

大久保道路整備課長 トンネルについては、事前に、例えば坑口部分のボーリング調査とか、それから、トンネル全体としましては、弾性波といいまして、波ですね、波の伝播速度を調査しながらかたさを予想するという手法でやっております。それで、現実的には、トンネルというのは掘削していかないとかたさのみならず、亀裂とか、その間に湧水があるところ、あるいは地質の中に粘土がかんでいるとか、いろいろな要素がありまして、基本的にはこれについては変更するというのが一般的でございます。以上です。

桜本委員 この地域住民に対して現場説明会というか、先ほど御指摘があったんですが、県議会の議員なり、その場に立ち会っているんでしょうか。

大久保道路整備課長 県議会の委員の方には立会いはお願いをしていないと思っております。

桜本委員 理由は。

大久保道路整備課長 通常の工事を進める、一般的な話でございますが、今回ここに議案として提案させていただきましたのは、工事契約全体の変更ということでございまして、現場ではさまざまな変更がございます。今回は、この岩盤が予想よりかたかったということで工期の変更でございますけれども、非常にトンネルの工事も含めて一般の工事については、現場と緊密に、深く、迅速に対応することということでございまして、一般の工事を含めまして、やはり影響する、今回は近隣住民の皆さんに限定して、できるだけ早く、現場でのロスを最小にとどめるということで対応させていただいております。以上です。

桜本委員 指摘なんですけど、やはり議会として、あるいはこういう委員会として審議をする以上は、それはやっぱり工事に賛成する、反対するにしても責任を持たなければならない立場に、私たちいるわけなんです。今回、変更金額が12%というように、例えば、私が家をつくるとか、あるいは何か店舗をつくるという場合、10%のその違いというのは非常に大きいものだと思います。それで、中身もよくわからなかったと。そして、例えばこの第70号議案の5ページの表なんですけど、いただいている表が字が欠けていてわからないとかというように、非常に数字だとかそういったものを甘く考えているように感ずるのですが、今回の場合でもやはり総額12億のものが13億になった場合、今までの工事の中で減額は当然、今までの工法だとそれを排除するわけですから、今までの工法だとこれだけ減額をすると。改めて工法が変わって、新たな工法ですと増額がこれぐらいですよというものをやはり出していただかないと、何が何だかわからないと。そういう数字を出す用意はございますか。

大久保道路整備課長 現在、現場の状況を精査しましてやっておりますので、どの工法が、どこで変更したか、数量が増減したか、という一覧表も現在作成してございますので、提示させていただければ、それは対応させていただけると考えております。

桜本委員 具体的に増減契約で、これこれこういう金額で具体的に出ている中で、今までの工法の減額分が幾らで、新しい工法の分の増額部分がなければ、こういった金額が確定しないわけですよ。それを今現在、把握していないなんていうのは、そんな話があるでしょうか。

大久保道路整備課長 無論当然把握しておりますので、提示について、今回説明ということで代表的な2点について、これの主な変更ということで提示をさせていただいておりますので、変更のどこにどの工法がどれだけふえたか、減ったかということは当然把握してございます。

桜本委員 一般に、審議する以上は、例えば1割も違うようなものを私たちも、「はい、そうですか、わかりました」と言う前に、やはり現場でこういったものを出す前に御確認をちょっといただきたいと。これこれ、現場でこのような状況の中でこういうふうになってしまうんですよ。そして、機材もこういったものからこういった機材に変えなければならないという、ある程度、十数億のもの

でありますので、非常にデリケートな問題だと思います。やはりこういった提案を出す前に、やはり現場に対して審議するものについて、ある程度の説明を設けるということは、これからも重要になってくると思うんですが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

上田県土整備部技監 ただいまの桜本委員のおっしゃるとおりでございます。税金でやっている以上は当然説明責任があるものと思っています。ただ、たまたまですけれども、今回はちょっと大きな変更になってはいますが、昨年来、工事等やっております。小さくなったものも幾つかございます。

いわゆる、これ、ナトム工法といたしまして、現場追隨の方法なんですね。トンネルの技術というのは非常に進んでおまして、現場の状況に応じてそれに最も対応したものを次々にやっていきたいと思います。こういうことなんですね。当初の計画というのは、ある程度安全で、ある程度この辺でいけるだろうと。いってみれば、ある程度設計で安全にできるだろうというところを想定して工事発注しております。あとは現場へ入ったところで順次、その様子を見ながら、岩盤がよければ、その工法にあわせたような格好でやるということということで、本来的に言えば、調査そのものをしっかりとということもありますけれども、調査そのものにも非常に金がかかる、時間もかかるということがありますので、最終的な現場ができればそれでいいんじゃないかという考えに立っています。

おっしゃるとおり、幾つかの、結果的に今回はふえましたけれども、減っているものもあるということで、当然、重大な変更があるときには、委員の方、地元の方によく説明していく必要があると思っています。今までの考えはどういう考えでいたかといいますと、当初、このトンネルは何メートルをいつまでに掘りますというのが議案の案件になっておりますので、これに大きな変更が生じる場合には当然説明する。今回は金額が変更になっておりますので、その内容について主なものということで説明させていただきましたが、その内訳はあるので、それは当然、公表すべきものだと思います。

今後、いろいろな変更のファクター等あって、それはすべてを公開という時間で集まってもらうこともなかなかできませんが、それはまた相談させていただいて、重要なもの等についてはその都度説明させていただきたいと。今後もそのようにさせていただきたいと思っております。以上です。

桜本委員 わかりました。

石井委員 ただいま、四日市場上野原線新天神トンネルにつきまして、いろいろ桜本委員さんからお話がありましたけれども、私も地元の議員といたしまして、安全性と、それから工期短縮というようなことも考えた中でお話を聞いた経緯がございます。それは県土整備部からの、こんなことがありますよというお話を聞くと同時に、地域住民の説明会、そしてまた、安全性、また、いろいろな関係で説明を受けたようでございましたので、共同企業体の関係者、そしてまた地元の皆さん、いろいろな話を聞く中で、安全性と、まず順調に工事が進むということをお聞きしておまして、私も金額変更も当然あることとは思いましたけれども、なるほどと納得しておりました。

そういうようなことの中で、完成までのことを見守っていたところでございます。2回、3回、地元へも訪ねたり、県土整備部、富士・東部建設事務所へもお邪魔したりして説明をお聞きしておりました。本当に金額で言えば、まあ、今、できるような状況ではないかなと私は思っております。経過の中で。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(公正取引委員会の排除措置命令にともなう指名停止について)

望月(清)委員 昨年来、峡東地域におきまして、県の県土整備部にかかわる重大なことが起こりました。そのような中で、4月の15日ですか、知事のコメントも出されたところでありまして、いわゆる談合疑惑ということでもあります。それにつきまして幾つかお伺いしたいと思います。

公共工事というのは、日本全体の中で雇用を9%近く賄っていると。さらに、GDPで6%、こういうふうに言われております。そういう中で、山梨県下におきましても、いわゆる経済効果、経済効率という面と、雇用の促進という形の中で大きくこの建設業協会が貢献をされているわけでありまして、公共工事の意義があるところでもあります。

そんな中で、峡東地域36社、12カ月から15カ月の停止という処分が下されました。というところで、峡東地域におきます年間の公共工事、工事高はどのぐらいになっているかお伺いをいたします。

秋山県土整備総務課長 峡東地域における年間の公共工事の発注額ということでございますけれども、県の発注額が、昨年の例ということで申しますと、峡東地域におきまして124億円でございました。以上でございます。

望月(清)委員 124億円ということでありますけれども、主要な建設業者が指名停止、A、Bですね、になっている中で、峡東地域における本年度の公共工事、これほどのような形の中で進めていくつもりなのかお伺いいたします。

内田技術管理課長 まず、36社の状況をちょっと説明させていただきますと、峡東地域、峡東管内ですが、36社のうち、Aランクが17社です。峡東地域におけることしのAランクが17社ですので、Aランクについては全社指名停止という状況でございます。それから、36社のうちBランクは14社でございます。峡東地域でBランクはことし19社でございます。19から14を引きますと5社。5社が指名停止になっていないという状況でございます。そのほかに18年当時、Bランクだったものが、現在Cランクのものが1社、それから中道町、今、甲府に入っておりますが、中北管内ということで、当時、石和の管内ということで指名停止が3社。それから峡南に本店があると、峡東に支店があるということで1社ということになっております。

現在は、工事を発注する場合、地域要件とか、それぞれの予定価格によって入れるランク、入れる基準がございます。御存じのことだと思いますが、8,000万以上の工事については全県という地域要件を設けました。したがって、峡東地域で8,000万以上の工事については、従来どおり、指名停止のものは入れませんが、全県の中で募集をしているという形をとっております。8,000万以下については、地域要件ということで峡東管内、それぞれの地

域管内ということですが、峡東でいいますと峡東となるわけですが、AとBが参加する範囲ということになります。3,000万以上8,000万未満というところです。ここが先ほどお話ししたように、Bの5社があるだけですので、これについてはちょっと工事の競争性が成立していないということになりますので、そのランクについては県下全域というような形で募集をしております。今現在、公告済みの工事も幾つかあります。今後も必要な工事を順次発注していくというような形で行っていきたいと考えております。以上です。

望月（清）委員 工事というのは、地域性といいますか、地域の特性、これをよく承知している業者が今までやっていたわけですがけれども、指名停止で仕事が取れないと、こういうことで、他地域の人たちが来ますよね。その金額と、それからその対応についてどんなふうに考えていますか。

内田技術管理課長 地域につきましては、今、お話ししましたが、3,000万から8,000万については……。

望月（清）委員 総額、総額。

内田技術管理課長 総額といいますと。

望月（清）委員 今年度の発注額。

秋山県土整備総務課長 今年度の発注見込みにつきましては、まだ年度を通してのすべてが出ておりませんので、これは6月補正を含めてという意味合いなんですけれども、で申しますと、おおむね対前年と同額近くになっておりますので、県全体ですね。したがって、峡東地域におきましてもおおむねそのとおりというふうに考えられます。そうしますと、やはり、昨年度124億円でございましたので、それに近いような額になるかというふうに考えております。以上でございます。

望月（清）委員 じゃあ、それを他の地域をきちんと賄って、そして峡東地域のインフラ整備がきちんとなされると、こういう形の中で受けとめていいですか。

秋山県土整備総務課長 はい。今回、指名停止になっておりますのは36社でございます。そのほかにもCランク、Dランクの業者がおりますので、先ほど言いました124億すべてが今回の指名停止の業者が昨年度取ったものではございません。大体その7割ぐらいが、今回、指名停止36社になっております。ですので、3割につきましては、これまでどおり恐らく地域の業者が仕事を行うというふうに考えております。他の地域の業者が仮に工事を取ったとしても、特段支障はないというふうに考えております。以上でございます。

望月（清）委員 7月の7日ですか、峡東建設事務所の方から、河川清掃作業についての要請という形の中で、建設業者にされているようであります。65社でしょうかね。そういう中で、指名停止になっている中で、仮にこの峡東地域に台風などによりまして土砂災害、こういったものが発生した場合の対応とか復旧はどのように考えていますか。

内田技術管理課長 まず県と山梨県の建設業協会で、災害時における応急対策業務に関する基本協定という協定を結んでおります。この協定に基づきまして、各建設事務所なんですけれども、峡東のお話をさせていただきますと、峡東建設事務所と、去年までは支部と言ったのですが、今、建設業協会と言っているのですが、塩山建設業協会、笛吹建設業協会というところで細目協定というものを結んでおります。この細目協定では、いろいろな災害が起こった場合、その応急復旧の主要な箇所について、どの業者が施工するかというようなことをお互いに協議しまして、その業者と随契をして応急復旧をするというやり方で工事を行うことになっております。

今、36社、皆さん指名停止の中で、協会の細目協定を結んでいる協会の数をちょっと説明させていただきますと、塩山地区では28社のうち22社、それから笛吹では18社のうち10社が指名停止ということになっております。こういった状況にありまして、指名停止を受けていない会社だけでは、やはり迅速な対応というのは非常に困難ではないかという状況にあります。ただ、県の指名停止の要綱に、指名停止中の業者と随意契約をすることは原則として認めないということになっておるのですが、そこにただし書きがありまして、やむを得ない事由があり、あらかじめ県土整備部長の承認を受けたときに限り、随意契約が可能というふうな決めになっております。このやむを得ない理由というのが2つ基準がございまして、指名停止の業者を随意契約相手方とする十分な理由があると。それから、指名停止期間の満了を待たずに指名停止期間中に随意契約をしなければならない特別な理由がある場合。というのは、指名停止が終わるまで待っていて、そこから契約するものはだめだというような要綱があります。

災害が発生しまして、いわゆる災害対策基本法に基づく、県の災害対策本部が設置されれば、当然、峡東地域が対象になった場合とか、それから、異常な自然現象による応急復旧が必要となる場合が当然出てくると思います。こういったものは今お話をした2つのやむを得ない理由をクリアするというふうに判断できますので、指名停止の業者とも応急復旧については随意契約は可能であるというようにしております。今後、大きな災害が発生した場合、この協定に基づいて災害復旧を迅速に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

望月（清）委員 わかりました。災害復旧は特別の事例ということで対応ができるということですね。

それから、指名停止を受けている山梨市の業者が、先頃廃業いたしました。この業者が廃業することによりまして、雇用された人たち、それから、その協力会社、いろいろと影響が出ているようでありますけれども、県の方ではそれを掌握しているのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 指名停止の処分を受けた業者のうち、山梨市の業者ですけれども、建設業の廃止届が出されまして、6月20日付でもって建築業の許可の抹消が行われております。この業者につきましては、山梨県の公共工事、現在、3件、それからあと、道路の緊急業務委託を1件請け負っておりますので、その関係もございまして、峡東建設事務所等におきまして、現在やっております工事の出来高の検査ですとか、あるいは会社からの聞き取り等を行っております。

その結果、現在、施工中の工事につきましては3件あるのですが、その下請会社ですとか建材等の取引業者、そういった業者に対しましてはすべて、その出来高に応じた金額が廃業した業者からは支払われているということ

確認しております。

なお、廃業した業者の従業員につきましては、技術者数名が解雇されたというを確認しております。

なお、現在やっております工事の残工事につきましては、今後の事業の執行に影響がないように、改めまして別発注をしていくということになります。以上でございます。

望月（清）委員 その残工事がスムーズに新たな入札がされまして、工期内にきちんと完成をしていただきたい。これを強く望むところであります。

それから、峡東地域の経済状況を見てみますと、指名停止を受けた業者ばかりでなくて、経済、それから雇用の問題、そして一般的な経済活動、こういったものにおいても多大な影響が出てきております。そういう中で、今後、行政側、発注側もどういう対応をしていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

秋山県土整備総務課長 指名停止を受けた業者36業者と、それから、あと、また、その業者には下請業者があったり、また、資材の取引業者があるということで、私どもといたしましても、その地域全体への経済や雇用につきましては非常に心配をしております。具体的に言えば、その36業者の廃業ですとか倒産、それに伴います離職者の発生、それから36業者以外の関連する取引会社への影響、連鎖倒産ですとか、それに伴います離職者の発生、それから、倒産まではしなくても休業とか事業の縮小、それに伴います離職者の発生も考えられますし、そういうことが全体として峡東地域に景気等の影響を与えるのではないかと考えております。

このため、4月27日に指名停止措置が行われましたけれども、それにあわせて地域経済の安定と、それから雇用の確保を図るということでもって、対象事業者や取引企業への円滑な資金繰り等につきまして金融機関の方へ支援を要請しております。また、経営や雇用に関する相談の充実ですとか、新たな分野への進出に対する支援とか、そういった支援策も講じているところでございます。

また、そういう影響については、建設業者の影響につきましては、県土整備部、それから森林環境部、農政部、その公共三部が十分にその建設業者の動向を把握して、情報の把握に努めております。あと、その他の関連会社等への影響につきましては、産業労働部の方で、失業者の発生とかそういうものも含めまして、山梨労働局や、それから地域の商工団体と連携しながら情報の把握に努めているところでございます。

これまでのところ、大きな影響は生じていないというふうに考えておりますけれども、今後もこのように峡東地域の経済、雇用について注視してまいりたいと考えています。以上でございます。

望月（清）委員 わかりました。いろいろと御配慮いただいているようでありましてありがたく思っております。しかし、これは今後二度とこういうことがあってはならないし、また、起こしてはいけないと思っております。そういう中で、やはりこれは業者ばかりでなくて、発注側、行政の方にもやはり問題もあろうかというふうには思います。関係法令の遵守とか、それから企業倫理の徹底、こういったことにもきちんとした指導をしていただくと同時に、入札制度の公平、公正さ、そして自由な競争をますます浸透させていって、公共工事をスムーズに行わせてもらいたいと思っております。

そういう中で、今後の行政側の、これを契機にしましてどういう形の中で取り組んでいき、二度とこういったことのないような形にするのか、お考えをお聞かせください。

秋山建設業対策室長 業界に対します指導の状況についてお話しさせていただきます。過日、4月27日に山梨県建設業協会長あてに対しまして今回の一部の会員が公取委から排除命令等を受けたといった事態につきまして、厳粛にまず受けとめていただきたい。さらに、そういった中で会員への意識の改革、資質の向上、及び関係法令の遵守といった点につきまして、こういった指導を協会としてもきちんとより一層徹底するようといった要請を県としては行ったところでございます。県におきましても、協会においてそういった意識改革、実践、減少といったサイクルを常に念頭に置いて、改善、改革に着手するよう、また、そういったことが実効性をもって行われますように指導していきたいと考えております。

望月（清）委員 わかりました。でも、もう少し具体的に、こういうことはこうしたいと、こういうようなことがあったら話していただきたいと思います。具体性はないですか。

秋山県土整備総務課長 公正な入札制度へ向けてとか、そういうお話かと思うんですけども、現時点におきましては36業者のほとんどの業者さんが審判請求しているというふうに聞いております。また、その審判手続の中でいろいろな事実も明らかになってくるかと思えます。そういった点を確認していくということと、それから、あと、入札監視委員会の委員の皆様方の御意見等を聞きながら、今後、公正で自由な競争の確保に向けまして必要な取り組みを進めてまいります。以上でございます。

望月（清）委員 ありがとうございます。ぜひ、この厳しい経済環境の中、こういったことがないよう対応をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

（国道300号中之倉知区道路改良について）

望月（利）委員 国道300号の中之倉地区の道路改良について聞きたいと思っております。富士北麓と峡南地域を結ぶ国道300号は、本当に山梨県の観光、防災面にとっても非常に重要な道路だと私は感じております。この事業の概要と現在の取り組み状況についてお伺いしたいのですが。

大久保道路整備課長 まず事業の概要でございますが、中之倉地区というのは下部温泉側が釜額トンネルの先から本栖湖方面に抜けて、延長約、幅員が全幅員で7メートル、その中に2車線道路をつくりまして、車道部が5.5メートル、2.75プラス2.75。事業費は約80億円。事業期間は平成21年から平成29年、中部横断自動車道の開通までに完成をしたいと考えております。以上でございます。

望月（利）委員 先ほども話をしたとおり、大雨や地震、災害に対する防災強化という部分が道路をつくるに当たっても必要だと思いますが、防災強化も踏まえた計画にすべきと考えますが、どのような対策を講じるのか教えてください。

大久保道路整備課長 この道路の現在の問題点は何かといいますと、やはり走りづらくて、大雨とか防災上弱い。現在の5キロメートルの改良区間の中にヘアピンカーブが12カ所ほど、それから、災害に対してのり面の崩壊の危険があるという、要対策箇所が13カ所、それとこの間には大雨時の時間雨量規制区間が設定されておりまして、時間雨量20ミリ以上、連続雨量80ミリ以上で通行どめになります。したがって、それらを解消するのがまず第一の目的でございます。

道路計画の策定に当たりましては、まず、安全な走行確保という観点から、道路設計速度を現在の20キロ程度から、まず40キロまで上げること。それから、カーブの曲線半径を見ますと、現在は10メートルから15メートル程度のものになりますが、これを最小値60メートルに設定しております。また、これとあわせて、現在、大型車がカーブ中を走行する際、内輪差がありまして、この関係上、対向車線に出ないと回れない。これを解消するために、カーブ中においてその内輪差相当分を、基準に基づいて車道部分に加算している。これによりまして、カーブでも対向車線にはみ出さないような走行ができると考えております。それらをもちまして、安全で走りやすい道路にしていくことが考えられます。

望月（利）委員 最後ですが、私は本当に重要な道路だと考えておりますが、この整備により県の方はどのような効果が期待できるかということ、ちょっと大枠ですがお聞かせください。

大久保道路整備課長 大きく分けると3点考えています。まず、沿線住民、それから峡南、富士北麓の地域が日々、300号を利用する方の利便性の向上。通勤、通学、日常の買い物、また、病人が出たときの緊急医療搬送など。

2点目でございますが、これは観光振興という面でございますが、富士北麓地域に年間訪れる観光客は、延べ数ですが2,000万人以上というふう聞いております。これらの観光客の皆さんを、少しでも峡南地域の観光拠点でございます身延山、あるいは下部温泉、早川溪谷等の観光地の方に誘導するという効果が出ます。

それから3点目でございますが、これは防災という部分でございますが、まさに先ほど言いましたように、まず、この道路自体の防災の効果。それと、この道路は国道52号、中部横断自動車道と富士北麓を結んでいるという道路の性格上、今後、発生が懸念をされております東海地震、また、富士山火山などの際の避難路、また、緊急物資等の輸送路として機能する道路でもありますので、この辺の効果も期待をしております。以上でございます。

望月（利）委員 非常に期待ができる道路だと思っております。さらなる効果的な取り組みとなるように期待して、私の質問を終わります。

（山梨県流域下水道汚泥中の放射性物質の調査結果について）

仁ノ平委員 下水道終末処理場の汚泥から放射性物質が検出されている問題について伺います。この問題の経過、調査の経過をちょっと御説明ください。

小池下水道課長 それでは、この状況の経過という形で説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、セメント材料及び肥料の材料という形で下水の脱水汚泥につきましては排出をさせていただいております。その中でセメントの会社につきましては、品質を証明するには、もとの脱水汚泥の状況を把握したいという形の中で、受け入れにつきましては、若干時間をもらいたいという形で受け入

れをとめられたという経緯がございます。その中で、状況を把握するために、4処理場にありますが脱水汚泥につきまして調査をしたという経過でございます。これまで3回の調査をしまして、ホームページ上に掲載しているという状況でございます。以上でございます。

仁ノ平委員 その調査をしてどうだったのか、それをどう判断されているのかもあわせて御説明ください。

小池下水道課長 その調査の結果としまして、数値的に若干説明をさせていただきたいと思っております。最初の5月の17日のときに富士北麓浄化センターにおきまして、放射性ヨウ素につきましては不検出、セシウムにつきましては33ベクレルという数字でございます。そして、峡東につきましても、放射性ヨウ素につきましては不検出、セシウムにつきましては37ベクレル。そして釜無川につきましては、放射性ヨウ素が34ベクレル、そしてセシウムについては不検出。桂川清流センターにつきましては、5月16日について、放射性ヨウ素については不検出、そしてセシウムについては99ベクレルという数字になってございます。そして、ちょっと2回目は省かせていただきますが、3回目の数字としまして、富士北麓につきましては、放射性ヨウ素が842ベクレル、セシウムにつきましては62ベクレル。峡東浄化センターにつきましては、放射性ヨウ素は不検出、そしてセシウムにつきましては22ベクレル。釜無川浄化センターにつきましては、放射性ヨウ素が304ベクレル、そして、セシウムにつきましては12ベクレル。桂川清流センターにつきましては、放射性ヨウ素が不検出、そしてセシウムについては76という数字でございました。

この数字の状況を見ますと、100ベクレル以下という数字になっております。これはセシウムにつきましてはです。そして、私どもが排出しておりますセメントの材料の一部、及び肥料のもとになる材料という形の数字につきましては、参考という形の中で既に皆さんも御承知だと思いますが、飲料水についてはセシウムで200ベクレル、そして野菜につきましては500ベクレル以下というのが暫定基準値として公表されております。そのような数字を参考に考えてみますと、先ほど、私の方から説明した数字につきましては、小さい数字ということの中で、ほぼ健康には問題ないというふうに判断しているところでございます。

まして、下水の脱水汚泥でございますので、一般の方々が接触するという機会はほとんどございませんので、そういうことも考えますと、健康につきましてはほぼ問題ないという形で今は判断しているところでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 健康への悪影響はほぼないだろうという御判断ですが、素人考えですけれども、以下のような5点の理由から、さらに調査は継続していただきたいと思うのですが、1点目は、そもそも福島原発事故がなければ、通常であれば放射性セシウムとヨウ素ですか、全く検出されないもので、それが本県でも検出されていること。2点目に、3回調査があったということですが、必ずしも回が進むごとに減っているわけではないということ。3番目に、2回目の調査から富士北麓でヨウ素が新たに検出されていること。4番目に、釜無でもセシウムが新たに3回目の調査ですか、初めて検出されたこと。そして、5点目に、放射性物質への県民の不安が大きいこと。そのようなことから、健康には問題ないだろうということではあります。今後の調査もお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

小池下水道課長 先ほど説明させていただきましたが、不検出という形になってございませんので、今後につきましても、結果を見ながらということになります。継続して調査をしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

仁ノ平委員 そもそもこの調査には、どのぐらいのお金がかかっているんですか。

小池下水道課長 何分にも、この調査につきまして初めての経験ということで、関係するところと話をすることおきまして、1カ所1回につきまして3万5,000円ほどの金額がかかると。調査のみということでございます。したがって、4カ所やりますと掛ける4ということで14万円ほどになります。今回、3回ほどやっておりますので、その3倍という金額が今までかかっているわけでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 これからも調査をお願いしたわけですが、この調査費というのはだれが負担しますか。

小池下水道課長 調査費の負担についてでございますが、現実的には今は県が肩がわりという形でやりますが、基本的には福島原発の影響の関係というふうに考えておりますので、その辺の補償関係について、当然、東京電力株式会社の方に請求を予定しているという状況でございます。以上でございます。

仁ノ平委員 東電に請求をという、妥当なところだと私も思いますが、この問題で最後に、セメントとして出荷という言い方でいいのかわからないのですが、提供していたものですね。ちょっとそこを伺ってみたいのですが、このようなコメントが担当課から出されているのですが、数値は問題ないが、セメント会社との取引があるので、しばらく継続して調査する、様子を見るというようなコメントが出されているように記憶するのですが、ちょっとよく意味がわからないのですが、どういうことで、一体今、取引はどうなっているのかというあたりを、セメント材料としての山梨の汚泥のことを教えていただけますか。

小池下水道課長 セメントにつきましては、今の現状で申しますと、数値的には100ベクレル以下の数字につきましては引き取っていただくという状況でございます。したがって、先ほどちょっと説明させていただきましたが、数値的には100を下回っているということでございますので、現状ではセメント会社に脱水汚泥は引き取っていただいておりますので、こちらの方には処理場の中にとどめおくということにはございません。一時ございましたが、現状ではそのまま排出をしております。

下水汚泥のセメントの製品につきましては、先ほど言いました、100ベクレル以下というものをセメント会社も製品をつくりまして、その数値を確認しているという状況でございます。最初のときにはその数字も出なかったということの中で、いろいろ模索をしていた状況でございましたので、そのような形で表現をさせていただいた状況でございますが、現時点では100ベクレル以下ということがはっきりしてございますので、そして、セメント会社におきましても、その数値を確認するような、製品のレベルでも確認しておりますので、現状的には山梨県の脱水汚泥につきましてはセメントの材料、肥料の材料という形で排出をさせていただいております。以上でございます。

仁ノ平委員 調査の継続と、そしてホームページ上にいろいろ情報提供をなされているわけですが、県民が今、大変放射性物質に対してナイーブというか、大変不安で心配を抱えているときですので、ぜひわかりやすい情報公開と、また、ベクレルとか何ミリ以下は安全と言われても、そういう情報も持ち合わせませんので、ぜひ、当局の判断とともにわかりやすいホームページ、あるいはいろいろな媒体を通じての情報公開をお願いして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

主な質疑等 森林環境部関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(民間事業者エコ改修推進モデル事業費補助金について)

望月(利)委員 森の5ページについて、ちょっと質問をいたします。森の5ページの民間事業者エコ改修推進モデル事業ですが、東日本大震災の影響によって国では15%抑制という目標を企業に対し、出したと思います。工場など大口には電気事業法第27条により、最大電力使用量の制限が実施されることになって、この動きの中で県内企業は精いっぱい節電努力をしてくれていると思います。県の民間事業者エコ改修推進モデル事業費補助金は、自主電源である太陽光発電と省エネ設備を企業が導入する際に補助を行うということだと思っておりますが、夏の最大使用電力抑制の取り組みの支援に有効な制度だと感じております。

これで1つ質問をしたいと思いますが、これまで太陽光発電とあわせてどのような省エネ改修が申請されていたのでしょうか。教えてください。

小林環境創造課長 この民間エコ改修の件につきましては、昨年度から実施しており、昨年度5件採択しております。昨年度の実績を見ますと、太陽光発電のほかに実施した省エネ改修というものは、古いエアコンを非常に省エネ効果の高い性能のいいエアコンにかえるとといった事例、それから、蛍光灯からLEDに照明器具をかえるとといった事例、それから、窓ガラスに断熱効果の高いフィルムを張りつけるといったような事業が導入されております。

望月(利)委員 この補助制度、当初予算の方でもたしか5,000万円の補助枠があったと思いますが、この執行状況についてお聞かせください。

白壁委員長 補正だけお願いしたいと思っておりますので、補正に絡んで聞いてください。

望月(利)委員 はい、わかりました。今回の補正の助成枠について、交付予定件数と審査基準等々をお聞かせください。

小林環境創造課長 当初予算につきましては5,000万円助成を組んでございましたけれども、それは5月末におきまして既にすべて、6件の交付決定をしております。今回の御審議をお願いしております補正枠につきましては、4件ほどの採択を予定しております。当初予算枠につきましては、この7月の電力事情がございましたので、この夏場に間に合わせていけるような案件を優先的に採択させていただきましたけれども、補正枠につきましては、より温室効果ガス、二酸化炭素の排

出量が少ないような案件につきまして、原則に立ち返りまして、地球温暖化防止対策に資するものにつきまして採択をしていきたいと思っています。

望月（利）委員 今回新設される、森の4ページの方ですが、省エネ・省電力設備導入補助金も中小企業の使用電力の抑制に資するものだと思います。どのような省エネ改修が対象になるのか具体的に教えてください。

小林環境創造課長 当該補助事業につきましては、単に1つの省エネ効果のある設備改修というわけではございませんで、省エネ効果、省電力効果の高い設備を複合的または一体的に導入するといった事業が対象になるものであります。具体的には、先ほど申し上げました空調機器の更新、省エネ照明機器の改修、窓の断熱改修などに加えまして、例えば人感センサーの導入でありますとか、ビルエネルギー管理システムでありますとか、あるいは冷凍機、冷蔵機を高性能のものに取りかえるとか、そういったものが対象になってきますが、これらを複合的に一体的にやっていただくということが条件であります。

望月（利）委員 複合的、一体的にやっていくということなんですが、この補助率や補助額の上下限とか、どのような審査基準で交付事業を決定するのか、具体的に教えてください。

小林環境創造課長 当該事業につきましては、グリーンニューディール基金を活用して実行するものでございます。国の方で定めがございまして、3分の1の補助ということになります。上限は、当該事業につきましては補助金が500万円、下限が200万円ということで定めさせていただいております。したがって、事業費的には掛ける3ということになりまして、600万から1,500万円の事業が対象になることとなります。

採択に当たりましては、やはりグリーンニューディール基金を活用するものであり、地球温暖化対策に資するということで、二酸化炭素の排出量、あるいは電力需要量の削減等が優れた企業に対しまして優先的に採択していくという方針でございます。以上でございます。

望月（利）委員 有効的な省エネ節電対策になることを期待して、私の質問を終わります。

（竹の駆除の方法等について）

桜本委員 森の2、森の3の2カ所で、竹林だとか竹についての検討課題というようなことで予算が盛られているのですが、何か竹に関する甚大な被害というのか、あるいは今後そういったことが予想される何かがあるのでしょうか。

小野森林環境総務課長 課別説明書の2ページ、3ページのところに、環境科学研究所のところの重点化事業、並びに森林総合研究所のところで人工林に対する竹の駆除の方法等が、予算に盛ってございますけれども、今、例えば里山林なんかにおきましては、通常の天然林の中に竹が侵入してきてしまっているというようなことがございまして、いわゆる森林の持つ公益的機能が低下していくというようなことがございます。竹がどのような状況で山梨県内に分布をしているのかとか、あるいは、その竹を効率的に駆除する方法はどういうふうにとったらいのかとか、そういうふうなことについて、この両方の研究所で研究をしていくというための予算でございます。

桜本委員

この竹における災害ということが、特に九州だとか四国、災害対策で土を安定させるということで、危険箇所には竹を植えていったというようなことが、雨量の多い台風だとかを想定すると、そのまま、竹という、根が約60センチから80センチ、同じような長さで根が張るということで、一度に一遍に竹やぶごと流されてしまうということで、九州なんかでは非常にもう大分前からそういった検討、あるいは対策をしているところだと聞いているところなんです、それとあわせて、竹の中にはエタノールを抽出して、エネルギーに使うとか、あるいは竹を乾燥させて、その炭を火力発電所内に入れると、非常に火力度が上がるというような、そういった研究なんかも出ておりますので、やはりこういった研究というものを実用に応じた、これからの時代に合ったような研究というんですか、そういった対策にあてていただければと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

小野森林環境総務課長 委員御指摘のとおりだと思っております、これまでも森林総研では竹の炭を使った新たな活用方策とか、そういうところのものにつきましても研究を進めてきているところでございます、やはり研究が研究だけで終わるのではなくて、我々県民が生活をする上で役立つような研究につなげていける、そんなふうな研究を目指して事業を進めていきたいと思っております。

桜本委員

続きまして、森の9ですが、今、流通システムを構築して安定的な県産材の流通を活性化する必要があるということで、ストックヤード等の確立を図っていきたいというような予算が組み込まれているのですが、その中で、まず流通も大事なんですが、販路の拡大ということがまず前提だと思うのですが、販路の拡大について、具体的にどのような取り組みをされているのでしょうか。

中山林業振興課長 今、御指摘のありました販路の拡大につきまして、従前、未利用材というものについては利用価値がないということで、そのまま搬出コストがかかるということで、林内に間伐等も置いていて、最近の木材加工技術の急激な発展によりまして、いろいろなものに、特に合板関係について、小経木、間伐材をたくさん利用することができます。そんな中で県の県産材の利用をするために、こういった合板の方へ一定量、まとまった数量を送っていききたい、販路を拡大していききたいというふうに考えておまして、また、それについていろいろな部分で木材加工の技術の進化とともに、今まで使われなかったものがどんどん使われていくことから、この合板のほかにも地元の業者が使える建築材とか、そういったことにも利用していくというふうに今、取り組んでおります。

桜本委員

やはり私は山梨県の林業の推進というのは、横内知事におけるトップセールスの一つだと思うんですね。例えば、住宅メーカーと提携をして、山梨県産ハウスの提供だとか、あるいは東京都内を見ても、約3万から4万あるという小中学校の建てかえというものがこの15年から20年ぐらいの間に確実に建てかえというようなものに移り変わっていく。まさしく、そして建築住宅においても木材を使用した一部建築住宅に対する制度も変わり、非常に大きい木造住宅もつくれるようになったということもあわせながら、やはり今の山梨県の木材がこれから山梨県だけではなく、全国に発信できるような素材でもありますし、そういった歴史もあったと思うんです。その点についてどんなふうにお考えでしょうか。

中山林業振興課長 山梨県産材のPRということですが、いろいろな今、県産材、山梨

県、特に県有林でもFSC材とか、あと、山梨県の認証材制度、山梨県の木ということでもって認証をする制度ということでもって、山梨ブランドというものを今、確立しようと。木材に関しての山梨ブランドというものを確立しようということです。

その中で、委員おっしゃるとおり、東京の住宅メーカーでも、そういった山梨県産材を使っていきたいと。消費者の方に目に見える形でもって住宅を提供したいという動きもあります。それらについてこちらの方で各会社の方といろいろな話をされておりますので、何とか知事のトップセールスでもって持っていただけたものを生かしていきたいと考えております。

あと、もう1点は、具体的な例で言いますと、小菅村でもって、小菅村の村有林とか民間の木、多摩川の上流の木ということで加工しまして、それを狛江市とか、多摩川流域の東京の市区の方に学校の内装材として利用していただく。そういったことでもって差別化を図っていくということで、下流部との連携も行っているところであります。以上です。

(水政策基本方針策定事業費について)

武川委員

森の2ページ。水政策基本方針策定事業費っていうところで、水資源の保護と適正利用を図るため、新たな基本方針を策定するというふうになってはいますが、現在、水に係るものとしては要綱があるかと思えますけど、現在の要綱はどういう運用になってはいますか。

宮本大気水質保全課長 今、地下水の適正採取要綱がございますけれども、1日に10立方メートル以上使う井戸を掘る場合については、県または市町村に届けなさいと。1日1,000立米以上使う場合については県と協議しなさいということで要綱がやっておりますが、ただ、最近、市町村で地下水の条例をつくってございまして、条例のある市町村については、県の要綱ではなくて、その市町村の条例に従ってもらおうという形で運用しております。

武川委員

今おっしゃったことを踏まえて、その目指すところというのは、要するに、ときに地盤沈下とかそういったものに及ぶ危険性が、あるいは危惧されるようなときに主に使う、運用されるように認識していたんですけども、その辺はどうなんですか。

宮本大気水質保全課長 そのとおりでございます。

武川委員

今度は新たに各市町村レベルでも条例などを制定してきている状況の中で、県もそういった状況の中で求められて新たな基本方針を策定すべく、水資源の実態調査、もう一つは検討委員会の設置、開催ということだと思うんですけども、先般、新聞にも水資源保全方針策定へというような記事も出ていますね。これ、6月21日の新聞にも出ておりますけれども、こういった記事を見て、北麓の住民の一部で、水資源の保全というと、何となく一般の人は、今、水資源というと、イコール、ミネラルウォーターみたいな感じもあるわけですが、実態とすれば地下水源の利用の中で、ミネラルウォーターなんていうのは、数字的にはほんのわずかなことだろうというふうに思っているんですけども、そうした中で、この新聞記事を見て、何か県がこれから調査をする。そして、その延長線上で新たな条例制定がなされる。そして、何か一律に網がかぶさると、ある種の産業活動を阻害するような条例になりかねないのかなと心配をしている人もいますね。

ちょっと戻りますけれども、私は個人的には水資源のあり方、利用のあり方というのは非常に危機感を持っております。今、私どもの選挙区の富士吉田地域なんかは、特に富士吉田なんですけれども、もう毎日、何十台という10トントラックで、市外、県外に水が運ばれているのを見ると、恐ろしいぐらいの危機感を感じているわけでありまして、私も実は平成11年から15年まで富士吉田市長を担当させていただいたときに危機感を感じて、ある種の規制をしなきゃいかんなど。それに先立つこと、今から十数年前に河口湖では既に地下水の利用に対する条例をつくった経緯もありますけれども、これはある種の規制をしなきゃいかんなど思っていた矢先にですね、市長の職を離れることになったものですから、そのまま今日に至っているわけなんですけれども、ですから、私は基本的には地下水源の利用というのは非常に重要というか、危機感を持っております。

と申しますのは、ちょっと議題内じゃない、まあ、御判断いただいて、私どもの地域には、北富士演習場で入会権というのがありまして、かつて第三セクターで水の会社が市内にできるとき、入会権になぞらえて、将来の富士北麓の水利権を侵されるんじゃないかということで、市で第三セクターの水の会社をつくるときに、私は反対を、まあ、市会議員の当時ですけど、まだ昭和の時代か平成になったかわかりませんが、市会議員の時代にも私は反対をしたような経緯もありまして、地下水源の利用には非常に私は慎重な一人なんです。ですから、私は個人的にはこうした実態調査をしていただいて、それで適切な条例を、いわゆる利活用の規制をする条例をつくることは、私は必要だと個人的には思っているんですが、冒頭申し上げましたように、この新聞が出ただけで、やっぱり一部の人で、何かこの調査によって条例がつくられて、そして結果として何か全体的な規制になってしまって、産業活動が阻害されるんじゃないかという心配を言っている人がいるんです。そこで、この基本方針を策定する実態調査の方向性というか、まずその入り口の部分でちょっとお聞かせいただきたいんですが。

小野森林環境総務課長　今回、この予算をお願いをしましたのは、実は、現在も水政策基本方針というものがございまして。これは平成16年度に策定をしたものでございまして、策定から6年以上が経過をしているということがございまして。その後、例えば、森林の荒廃とか農地の荒廃もございまして。そんなようなことで水源の涵養機能が低下してしまっているような実態。あるいはまた、地球温暖化によります気象の変動なんかもございまして。さらに、本県には例はないですけども、森林を購入しての地下水の大量採取というふうな事例が、北海道なんかでは懸念をされているというような状況もございまして。そういった水を取り巻く環境の変化があるわけございまして。

それとあわせまして、実は、今、委員からお話がございましたように、地下水の実態というふうなものは、実は平成6年度に調査をして以降、行っていませんで、具体的なデータがありません。そこで今回は、そういった地下水、あるいは河川を流れている、あるいはダムにたまっている水、こういったようなものの実態調査を行った上で、改めまして水資源の利用実態というふうなものを把握をしようとする。そして、その利用実態を把握をした上で、理論的に、賦存量はどのぐらいあって、将来的に使える水がどのぐらいあるんだというようなことを把握した上で、実際水がどのぐらい供給ができるんだというようなことも分析をしていこうと考えているところでございまして。

そうした観測に基づきましたデータをもとに、新たに水政策基本方針、新たな方針を策定いたしまして、例えば本県の水を生かした、例えばブランド化と

か、そんなふうなことができないとか、あるいは産業振興にどういうふうにつなげていこうかというふうな基本方針を策定してまいりたいと考えているところでございます。

委員の御指摘がございましたように、本会議におきましても、知事の方からこの貴重な水資源を将来にわたって保護し、適正利用を図るため、新たな水政策の基本方針を策定するとともに、地下水の適正利用に向けた条例の制定を検討してまいりますと答弁があったところでございますが、そのための一つの調査だというふうに考えているところでございます。

武川委員

昨年の代表質問か一昨年の代表質問かわかりませんが、代表質問の機会にも水資源にかかわる質問もさせていただいております。その際には水源地の周りを外国資本が非常に関心を持っているというところで、国においても水源地のところとか、あるいは基地の周辺だとか、外交防衛上、影響のあるところを含めた外国資本の土地の確保ということに対して、政府もようやく動き出したわけです。本会議で私はかつて、そういうような切り口で質問したことがあったのですが、このいわゆる調査の予算につきまして、一番大事なことは、とにかく速やかに調査結果をまとめていただいて、そして本当に急いで、いわゆる水資源の地下水のくみ上げについてどういう規制がいいのか、そして、その規制が、ちょっと難しい注文になるわけですが、地下水のくみ上げに対するきちっとした規制、これはもちろん大事なんですけれども、ちょっと知恵を絞っていただいて、同時に、いわゆる産業活動を阻害しては困りますから、その辺の阻害がないようにしていくには、非常に知恵の要る作業が求められてくると思うんです。ちなみに、今の地下水源、地下水源と言うんですけれども、ミネラルウォーター、よく山梨県では全国のミネラルウォーターの3割ぐらいを供給しているという話がありますけれども、逆に、山梨県内の地下水の利用の中でミネラルウォーターの部分というのは何%ぐらいなんですか。参考に。

小野森林環境総務課長 本県におきまして、地下水を主に利用しているのは生活用水と工業用水が主なものであるわけでございます。そのうち、例えば工業用水に限って言えば、工業用水全体の3%程度がミネラルウォーターです。生活用水も含めました全体で言いますと0.6%部分がミネラルウォーターとして利用というか、出荷されているという状況でございます。

武川委員

ですから、まあ、実際問題、ミネラルウォーターの全国の3割を供給しているという、それだけ聞くと、かなりの量的なイメージがするんですけど、実際の県内の地下水に限って言えば、0.6パーセント？

小野森林環境総務課長 はい、0.6パーセントです。

武川委員

0.6パーセントであるわけで、その辺に対する規制かな、というふうな県民のイメージもあるんですけども、実際は今、お話があったように、いわゆる生活用とか工業用とか、そっちの部分の方がほとんどというわけだから、そっちの部分の阻害になっても困るなどということで、まず調査をしていただく上で、先ほど申し上げましたけれども、とにかくミネラルウォーターの営業目的で、本当の簡単な小屋みたいなのをつくって大量に県外に持ち出している会社もあつたりですね、やっぱり県内の水を、貴重な水を、そうした営業につなげてもらうのもいいんですけれども、その際にやっぱり私たちとすれば、地域とともに生きていく、それとやっぱり地域にある種の貢献をしていただくというよ

うな、そういったモラルのある事業者じゃなきゃ困るわけでありまして。中にはねずみ講まがいな会社もあるような状況もありまして、ここでは深い言及は控えますけれども、そんなことで、質問を整理しますと、まず一つは、検討委員会の部分について、今申し上げましたような多様な問題点も出てくるわけですから、検討委員を選ぶ視点において、余り1つの方向性に偏ったメンバーじゃなく、多様な意見が出てくるような、検討委員会の委員の、いわゆる選任については、ぜひそのところに意を用いて選任していただきたいと。

1点、人数だけ、ちょっと。検討委員会、どんな形で何人？

小野森林環境総務課長 検討委員会につきましては、条例等の課題も出てくるだろうと思しますので、行政学の専門家にも参画をしていただきたいと思っています。また、法律全般に詳しい方につきましても入っていただく必要があるのかなと考えて、4、5名程度でやっていくのかなというふうに思っているところでございます。

武川委員 まあ、もうちょっと多くてもいいような気もします。4、5名程度だと、何か限られた方向性へ行っちゃうのかなという気もしますので、検討委員の選任につきましてももうちょっと増やした方がいいと思うんで、ぜひバランスのとれた委員の選任をお願いしたいということが一つ。

それから2つ目は、さっき申し上げたように、先般、県民の一部です、やっぱり新聞を見て、短絡的に網がかぶされて、くどいんですけど、私はどっちかという強い規制をすることの考え方を持っている方なんですけれども、一部には、やっぱり産業活動を阻害するようなことにつながっちゃ困るという心配を持っている人も多いわけですから、その辺のところ、短絡的に網がかぶさらないように、非常に知恵の求められる作業が必要だと思うんですけども、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中楯森林環境部長 水政策でございますけれども、現在の基本方針も水をつくる、守る、生かすなどの観点で山梨県の場合は考えているわけでございますが、社会環境の変化があつて、もう1回しっかり調査をした上で、新たな水政策の基本方針を策定するところでございます。山梨の森や水はまさに財産でありますので、それそのものが生活にも、先生おっしゃるように、企業のイメージアップに、あるいは企業の誘致にもつながるような方向性をつくっていかなければいかんというふうに思っています。ただし、そのことを利用して悪質なそういった事例が出ないように、そういったことにきちんと対応できる、そういう意味で幅広く検討していくべきだろうと思っております。

確かに御指摘がありましたように、委員の数につきましても、これは検討の余地があるなというふうに思っておりますので、また2年間かかる仕事でございますので、ぜひ議員の皆さん方にもいろいろな角度から御指摘をいただきたいと思ひます。以上でございます。

(森林管理道開設費について)

石井委員 先ほど来、いろいろと環境問題等々出ておるわけでございますけれども、森林はまさにCO₂の削減から始まり周辺の海洋、また、地球温暖化等の防止等、いろいろな関係から非常に重要であります。

そこで、森の12ページに計上されておりますことについて触れさせていただきたいと思ひます。まず、上から2つ目の枠でございますけれども、森林管理の道路整備でございますが、これは補正の中で1億7,600万計上されて

おります。これは合計しますと、2億7,000余の予算になるわけですが、この中で、先ほど7路線と聞いておりますけれども、全県下におきましてどのぐらいの整備がされているか、あるいはまた、この予算でどこまで整備が果たせるのかお伺いしたいと思います。

沢登治山林道課長 現在のところ、この森林管理道開設費に係ります森林管理道は、県有林内で8路線、民有林で2路線、合計10路線を開設をしております。これらを含みます林道と林内路網といいますけれども、その林内路網の進捗でございますが、ヘクタール当たり20.4メートルを目標としております。それに対しまして平成22年度末で11.4メートルという進捗率になっております。以上です。

石井委員 県下の約80%が森林という話でございますし、現在、荒廃していく森林が非常に多くなっております。見直しもされているわけですが、やはりこの整備の必要性というのは、自然環境等を考えますと非常に重要ではないかと思っております。やや予算的には少ないかなとも思っておりますけれども、今後さらに力を入れていただきたいと思います。

(森林居住環境整備事業費について)

それでは、もう1点、森林居住環境整備でございますが、これも同じように1億8,000余の補正でありますけれども、これらについても内容と、それから状況についてちょっとお伺いします。

沢登治山林道課長 森林居住環境整備事業につきましては、林道の区分といたしまして森林基幹道という、一番規格で上の規格の林道でございます。これにつきましては、現在、県有林内で7路線、民有林内で4路線、合計11路線を開設をしております。この森林居住環境整備事業費の民有林分の4路線につきましては、県が代行林道といたしまして、国が50、県が40、地元市町村が10%負担していただく中で事業を進めております。以上です。

石井委員 これは県が40%ということでございます。しかし、10%の利用者というか、そういった市町村の負担ということになりますけれども、非常にこれは有効ではないかとも思っておりますので、これらの事業についても積極的な推進をしてほしいと思っております。

(小規模治山事業費について)

それから、もう1件よろしいでしょうか。次の森の13ページになりますけれども、上から2段目でございますが、小規模治山事業ですけれども、今回、6,900余の予算が補正されておりますけれども、かねて小規模治山というのは、市町村におきましても相当積極的に進められていたんですけれども、今回のこういう地震とか、ゲリラ豪雨だとかそういうことを考えますと、小規模治山が非常に重要な役目を果たしていると思っております。そういったことの中で、今回こういう計上をされているということの中では、非常に期待ができる事業ではないかと思っております。そういうことの中で、一時、小規模治山はなくなりましたというような話を聞いたのですが、それは私が市町村のときだったと思うのですが、改めて非常に大事な事業だと思っておりますので、それらの今後の考え方と現状をお聞きしたいと思います。

沢登治山林道課長 小規模治山事業につきましては、かつて県が事業主体のものと、市町村が事業主体で県が2分の1補助として続けていた事業でありましたが、市町村事

業の方につきましては、平成15年の県の行財政改革プログラムで廃止の検討がされまして、平成16年度をもちまして廃止になりました。市町村の補助事業につきましては、現在でも要望等多いということは承知はしております。しかしながら、県の財政状況等もございますので、現行の治山事業ですと、国補事業が取れるところは国補を導入すると。それ以外のところは、この県単独事業の小規模治山事業でカバーしていくという枠組みで今後とも市町村、地域の要望を取り込んでいきたいと考えております。

石井委員 たしか廃止になったという話ではありますけれども、今回、今のような前向きな話を聞いたところでございます。どうか、この前の質問もそうですけれども、高齢化が進む中で、森林整備が一層充実し、また、目的である地球環境の充実ということの中では大きな事業ではなかろうかと、期待できるものではなかろうかと思っているものですから、今後におきましてもぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。以上です。

沢登治山林道課長 昨今のゲリラ豪雨、あと、自然災害等につきましては、県としましても万全を期していくということでございます。先ほども申しましたように、治山事業の効果的な推進を目指しまして、現在の枠組みを引き続き進めていきたいと考えております。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第67号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第71号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見

武川委員 現在の国のエネルギー政策につきましては、御案内のとおり、原子力、火力、

水力ということで組み合わせて対応されております。そのうち原子力につきましては、発電電力量の3割に及んでいるわけでありまして、したがって、原子力発電を今すぐ全廃するということにつきましては現実的ではないと考えております。また、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーにつきましては、稼働率の低さ、出力の不安定さ、経済効率性など、さまざまな課題が今なおあるわけでありまして、それらを解決するにはまだ時間がかかりますので、明日から原子力発電を代替するというわけにはまいらないと思います。自然エネルギー等の再生可能エネルギーによる発電は、今後10年、あるいは20年というスパンで原子力発電の代替を目標に技術開発が進められるものでありますので、現時点においては既存エネルギーとのバランスのとれた推進を図ることが望ましいと考えております。

よって、継続審査とする扱いでお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(甲府市南部の騒音、振動について)

土橋委員 長い説明が終わった後で、暑いからトップを切ってやらせていただきます。私はまだまだ若いものですから、委員会を待たずに、質問があるたびにすぐ連絡をして部長中心に対応してもらっていることを本当にありがたく思っております。1カ月ぐらい前に質問したのでまだ返事が来ない部分があったものですから、その辺のところをもう1回質問させていただきたいと思っております。唯一それだけなんですけど、平和通りをずっと下っていくと、皆さんもかなり気がついた方がいると思うんですけど、下曾根橋を渡ったと同時に左側の方に山のように鉄くずが置いてある。あれ、本当に雨が降ってもそのまま地べたにしみちゃうだろうし、下が何もされていないし、近隣の人たちからは、すごい音が朝から、ガッシャーガッシャーと聞こえる。左側へ曲がってみたら、すぐ大きなトラックが、中を傾けないと、狭い敷地なものだから、入れないものだから、とまったって、曲がった途端にでかいトラックがあっぴくりしたとか、それで、届けに来る軽トラックがまだ入れなくて並んでいるところへ、慌てて寄って事故を起こしそうになるとかっていう、そういう話があったもんですから、それをすぐどういう状態かということをかなり前にお願いをして聞いてもらったと。で、いろいろなことを教えてもらったわけなんです。

私、余計なことになるかもしれないけど、警察なんかにもいろいろ交通のこともあるから質問したら、警察の方では、それ以外のことで、実はああいうものが中国の方の業者で来ていると、盗品を持ち込んで、それでそのまま、形だけわからないようにと送って、向こうで組み立てるっていう可能性もあるってということで、何か、航空写真を撮ったりして、すごく注意をしていますと。で、プレッシャーをかけていますって、そういう報告も聞いたんですけど、私、今回、いろいろそんなんでもって、そのところで聞いた後に、つい1カ月ぐらい前というのは、今度、玉諸の方にやっぱり同じようなものを捨てるところがあって、その道を挟んですぐ前の人からクレームが来たのが、すぐそこなんだ

けれども、朝8時ぐらいからガッシャンガッシャンやって、地響きもすごい。で、地響きもするし、何か、あれがガッシャンガッシャンやり出してから、玄関のドアが開きが悪くなっちゃってというようなことまでを聞いたから、それについてちょっと調べてくれないかということで、ちょうど1カ月ぐらいたちますよね。前にそんなのも、委員会を待たずにお問い合わせをしたということで、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

守屋環境整備課長 今、まず初めの方の事案でございます。これは恐らく昨年あたりからうちの方でも地元の市、これは騒音規制法、それから振動規制法を所管しているのは甲府市でございますので、そこと連携をとりながら、定期的にそこを見ている。それから、ここは廃棄物の処理施設ではございませんので、直接私どもが、県が所管をしている廃棄物処理法で、例えば措置命令、改善命令をかけるようなところではございませんが、ただ、そのような地元の住民の皆様も、相当、騒音とか振動でお困りだという話も伺っておりますので、市と一緒にその事業者のところに行って、そのような話をして、その事業者が意識をする中で、順次そのようなものが低減できるように努めている。定期的にうちの方でもその事業者のところは、わりと大通りのすぐ道沿いにあるものですから、私どもも、まずは余り積み過ぎるということがないように、それから、騒音だとか振動が、事業者が住民に迷惑をかけないようにということを定期的に事業者の方に話していくようなことをしております。

それから、後段の方につきましては、そこも廃棄物の処理施設ではございません。有価でものを買ってきて、それで販売する古物の許可を取ってやっている事業者でございます。お話があつてすぐに、車の騒音、それから振動の話、そんな話を受けまして、甲府市と連携をとりまして、その事業者に、外国の方が両方とも多分経営されているんだと思いますが、なかなか地元の方も言いつらいこともあるかと思っておりますので、そのような話を、騒音だとか振動を所管している甲府の担当と一緒に話をしていただくということでございます。

土橋委員 今の話ですけど、結局、こういうものは買ってきて置いてるからいいんだということと、いや、このごみをどこから買ってきたんですかって言いたくなるようなものしか置いてないんですよ。それを古物として、買ったものだからいいんだと。もう、法の抜け穴だと思うんですよ。その辺についてどうですか。

守屋環境整備課長 私どもは、処理施設の許可を持っているわけではないから何もしないというわけではなくて、実態として、そこが廃棄物を出しているかどうかという観点からも見てございます。そういう点では、私どもも直接的にはできないものですが、そのような業者に対しての話し合いは継続してやっていきたいと考えております。

土橋委員 古物を買ってきたという表現からすると、何でそんなに古物を買ってきたのが、ガッシャーガッシャーってつぶすでっかい音が聞こえたり、地響きがしたりするのかっていうことになってくると思うんですけど、その辺についてお願いします。

守屋環境整備課長 その事業、金属等を買ってきて、それを加工して、多分国外か、まあ、国内かちょっとわかりませんが、前者は国外の方へ持っていくという話は聞いておりますが、そこまでちょっと私どもの方でも、そんなような商売上の話なので、突っ込んでそこまでの指導はできないものですが、最終的には住

民に迷惑をなるべくかからないような形で、市と連携した形で話をしていきたいと考えております。

土橋委員 まさにそのとおりで、実は住民の人たちは、外国人だと。中国人だとか、それで、持ってくる人たちもそういう人たちがいっぱい持ってきているから、実は文句言っただけ何かあっちゃ困るという、そういう不安があるわけですね。だから、そういう不安も含めて守らなきゃならんのが市であり県であると思えますけれども、その辺についてお願いします。

守屋環境整備課長 委員の御指摘のとおり、直接法に触れるかどうかは別にして、市と連携をとりまして、今後とも定期的にそのような事業者のところは巡回してまいりたいと考えております。

土橋委員 はい。よろしくお願いします。

(最終処分場について)

前島委員 明野処分場から、今回、第2次圏域の構想の凍結に至る、笛吹市上寺尾までの経過の流れの中で、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

御承知のように、3代の知事さんにまたがって、この産業廃棄物問題は、実に大きな、県議会を含めて、エネルギーを費やしてきました。だけど、今、ここに立ちみるとですね、本当に県民の皆さんが高い評価をいただけるところまで至っていない。あるときには、政局に絡んでしまう。あるいは思想運動に絡む心配もないでもなかった。そういう歴史をずっと見てくる中で、質問をちょっとまとめて、まず明野問題について二、三点伺いたいと思っています。

御承知のように平成5年、当時の天野知事さんの時代だと思えるんですけども、そこで5圏域の第一弾として、北杜市にお願いし、そこも若干変遷があったんですけども、明野処分場という形で一応お願いをするという形になって、その間の話は省略させて、21年の5月に廃棄物の受け入れをしたという状況です。ところが、想定をしていた状態よりも産業廃棄物、これはいわゆる産業廃棄物のリサイクルの進歩が予想を超える進歩をなし遂げてきたということの中で、非常にこのことについての、いわゆる処分量、埋め立て量というものが当時の計画を大きく狂わせてしまったという説明ですね。そういう中で、将来の明野処分場の経営審査をしてみる必要があるということで、審査委員会を立ち上げて、そこで将来の試算をされた。その試算の結果は、約35億円ぐらいの赤字になってしまうということで、進めて1年半たたないうちに今度は誤作動なのか、あるいは漏水の、いわゆる事故なのか、その辺のことの中で搬入が中止をされて、今日に及んでいると。なお、今、依然として原因究明が明確でない。どういう内容になっているんだという点について、もう一度簡単でもいいですから、ざっと経過を含めて御説明をいただきたい。

守屋環境整備課長 明野の、現在調査を進めている発端は、昨年10月4日に漏水検知システム、電氣的に漏水があったかどうかを検知するシステムの異常値を10月4日に確認をしました。そこで、10月28日に安全管理委員会を開きまして、今後の調査の方法を承認いただきました。それで、そこには非飛散性のアスベストが埋め立てられているということで、その現場を掘削して確認するのに、その飛散が防止できるようなテントを張って、1月18日に掘削を開始して、それから3月22日から実際に掘削をして、現場が、シートが露出したところで、実際に負圧試験という、シートにせっけんを塗って、上にマイナスの圧力

をかければ泡が出てくるという、そのような原理の試験を4月22日までやって、その結果は、今のところ、シートに穴があいていないというところで、まだ損傷が確認されておられません。

それで、先週、安全管理委員会を開きまして、次の調査につきましては、シートの性能そのものを、今度は一定の圧力をかけながら、実際にどのような穴があくような可能性があるのかというような試験を今週末、あるいは来週、2回にわたって、試験研究機関において、工業技術センターにおいて、その実験を業者と共同してやると、それには地元の安全管理委員会のメンバーも立ち会いながら、そのような実験をやっていくということで調査が進められております。以上でございます。

前島委員 その調査の、これから誤作動なのか、あるいは漏水なのか、それはいつごろめどが大体立つ予定、立てる予定で取り組んでいくのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

守屋環境整備課長 安全管理委員会に7月末までを目途に、その結果を報告するというように予定をしております。

前島委員 この明野処分場については、地元とのなかなかコンセンサスが非常に難しい、緊張をする課題が環境的にあって、県は地元とどのぐらい、例えば今の埋め立ての延長とか、そういうものを含めて協力体制をお願いをする流れはどんなふうにならうに今、取り組んでおられるのか、そのこともちょっと聞いておきたいですね。

守屋環境整備課長 期間の延長につきましては、まずは搬入の再開を果たして、今回の原因究明をした上で再開を果たした上で、また、一定の搬入の努力をして、その推移を見ながら地元の方をお願いをまた協議していきたいと考えております。

前島委員 多額の投資をしている状況の中で、できるだけ地元北杜市、あるいは明野の皆さん方と、県民の方々がやっぱり目に見えるコミュニケーションを含めた接点を求めて、協力を求める努力を私はすべきだというふうに感じているんですね。何かその辺がほとんど進行していないのではないかと。余り進んでいないんじゃないかという感じがするんですね。ぜひそういう努力を続けてもらいたい。これをひとつ要望しておきます。

次に、処分場について、これも御承知のように、次期処分場が、このたび知事がしばらく凍結をするという形になっておりますよね。この経過は御承知のように、平成19年の12月に次期処分場の建設地を笛吹市の上寺尾にするということを決定し、これは一般廃棄物の、甲府市ほか峡東3市と一般のごみ焼却場と併設しながら産業廃棄物の処理場をやるということになりましたけれども、それが、この20年の4月に環境影響調査が始まり、5月、基本計画を立てて、基本設計に着手をして、そしてもう22年の昨年、知事はこの次期処分場をつくと表明をされて、地元の皆さん方は、28ヘクタール問題について大変苦渋の選択をしながら、県の皆さん方の強い要望も受けてですね、移転の問題を含めて取り組んできているわけでありましたが、ここへ来て、産業廃棄物の凍結ということになった経過の中で、地元の皆さんとの、いわゆる対話、報告、協議、そういうことについてはそれなりの丁寧な説明会をやっていると思うんだけど、そういうことについてはどうかちょっと聞かせてもらいたい。

守屋環境整備課長 地元の皆様方には、今回、お示しをした次期処分場の基本的な方向性につ

いて説明をさせていただいたところでございます。地元の方からいろいろ意見はありましたが、とりあえず12月議会において整備方針をお示しするというところで説明をさせていただいたところでございます。

前島委員

それで、県の方も、産業廃棄物の処理場の面積、それから一般廃棄物の4市が使う、そういう利用面積ということからすると、約半分近くがお互いに一緒にやっついこうという流れの中でつくられてきているだけに、産業廃棄物の方がそういう形で凍結ということになった場合に、やっぱり地元の皆さんにとりますと、県としてですね、このいわゆる当初計画、我々が努力をし、協力する方向で取り組んできたのがどうなっていくかという不安が一つございます。

それと同時に、県はやっぱりできるだけ公共関与で応援をしていこうという考え方の中で、今、10月をめどにしてですね、各町村の、いわゆる焼却灰の全県的な、産業廃棄物にかわる埋め立て計画に参加をしてもらい、そういう公共関与の呼びかけを全県的な市町村との検討を大急ぎで取り組んでいくという取り組みを今、新たに進めてくれているわけですがけれども、現在の各市町村の埋め立ての焼却灰の処理は一体どんなふうに、全県的に、他県にどの程度処理をお願いしているのか、あるいはそれぞれの町村が既に埋め立て地を持っているのか、そういうことを含めてちょっと説明をしてもらいたいです。

守屋環境整備課長 本県のすべての市町村の燃やした灰につきましては、すべて県外の民間処分場の方に委託をしているという状況でございます。全国的には、このような全部の市町村が県外の民間処分場へ委託しているというのは本県だけの事情でございます。

前島委員

各町村の今の、他県へ処理している状況というのは、大づかみでどんな状況なんですか。全体的に、いま少し細かくお話をいただきたい。

守屋環境整備課長 民間の処分場として持っていく搬出先は、今、私どもが22年度の実績で伺っていますのは、山形、群馬、長野、茨城、それから遠くは奈良、このようなところに民間処分場に持っていきまして、平均的な処分の単価というのは、約2万4,000円。それから、運搬費がかかりますので、運搬費を込みでいきますと、平均の単価が2万9,000円というふうに伺っております。

前島委員

10月までにその辺がかなり各市町村の合意が期待できるというふうに我々は判断しているのでしょうか。その点もちよっと含めてお話をいただきたいと思えます。

守屋環境整備課長 6月1日に市町村の課長さん方に集まっていたいただいた会議をやって、今回の処分場の話をさせていただきました。今、それぞれ焼却施設単位で、それぞれ市町村方が検討をいただいているところでございます。そこにはいずれ私どもの方に要請があれば、積極的に伺いながら、話をし、処理責任、それから自区域内で処分をするという原則がありますので、このような広域的な施設ができれば、いろいろメリット、そのような処理責任が果たせるとか、必要性をお話しする中で、財政的な検討も、支援の検討も含めながら、市町村に話をさせていただいて、10月までに意向を確認させていただくように、今、努めているところでございます。

前島委員

このことは県が非常に積極的に取り組んだ、28ヘクタール問題を含めて地

元の皆さん方に積極的に産業廃棄物最終処分場の第2次募集をして、そして、皆さん方が苦渋の選択をした経過の中で、現地の人たちは産業廃棄物処理場の問題が凍結になったということで、大変不安を持っていることも事実です。そのことをしっかり受けとめていただいて、そういう方向で活用できるとすれば、焼却灰処理で全県的に取り組んでいけるとすれば、それはそれでいいと思うんだけれども、ぜひその点をしっかり対応してもらいたいということと、地域の皆さん方に今までの経過と取り組みについて、やはりきちんとした誠意を持った対応をしてもらいたいと思っています。

あと、部長に最後ですね、平成5年に5圏域構想で進めてきた、それはもう第2次の計画の寺尾が凍結というところへ来て、私は、当時つくったものだから必ずしもその構想を掲げてずっと行くこともないと思っているんですね。それは時代が変わって、リサイクルが進化してくる、そういう時代の変遷の中で、そういう時代ではなくなったということであれば、少なくとも5圏域構想というのを一たん白紙に戻す、白紙にするということも、やっぱりそれは決断だと思っただけです。けれども、ただ、凍結っていう言い方をやっているの、その点は、一つは県が産業廃棄物が明野の後、いずれは産業廃棄物については、いわゆる団体の皆さん方や、その業界の皆さん方の要望の中で、それは県が産業廃棄物の処理については責任を持ってこれからも行くんだという姿勢の中で、今、凍結っていうような表現を含めて、構想ということについての今の表現が見えてこないんだけれども、この辺の理解、解釈について、中楯部長はどういうふうな見解を持っているのか、部長にちょっと聞かせてもらいたいと思います。

中楯森林環境部長 5月24日に全員協議会で今後の方針をお示しをさせていただきました。翌5月25日に市町村長会議を開かせていただいて、その場で考え方をしっかり説明させていただいたわけでございます。あわせて、代表質問を3名、それから一般質問を1名の方に御質問いただきました。そういう中で、先生がおっしゃったような内容について、横内知事の方から答弁させていただきましたけれども、公共関与の整備方針を平成5年につくって、今日まで来たわけでありましたが、確かに平成5年の当時、14万5,000トンあった産廃が今では2万4,000。まあ、これが今後も減り続けるという状況の中で、次期処分場を、今つくとすれば63億円の赤字。このことを県民の方々は理解していただけるんだろうかと。しかし、産廃の適正処理という観点から見れば、その価値は下がるものではないということで、整備方針は維持しつつも凍結であるということで御答弁を申し上げてきているわけでありまして。

それから、先生、先ほどから地元の方々の御心配をいただいておりますけれども、確かにおっしゃるとおりでございます。よくよく考えてみれば、この産廃は、今から整備する、建設計画どおりいってまだ6、7年かかります。その先20年間の埋め立てをすることをお示ししております。水処理期間も18年。新採で入った職員が、やめてもそのときまだ処分場は動いているわけです。そういうことの中で一番大事なものは、やはり地元との信頼関係である。そのことは私どもも過去の経験の中からも学びとっておりますし、今後ともそのことを一番大事にしていくという中で、質問の中でも再々いただきましたように、27市町村と協調した取り組みの中でしっかりと進んでまいりたい、そういうふうに思っておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。以上です。

桜本委員

私、今の明野の問題で、まだ新人委員で、平成5年の推移まではわかりませ

んが、一つ、よく言われることは、やはり時代の変遷とともに、法律、制度も、そしてまたリサイクルに対する考え方、取り組みも変わってきて、今、その量が徐々に徐々に減っていくということの中で、こういったこともどこか決断するところが必要だということも思いながら、終わりの始まりということで、例えば、もう長期的に見て、ここまでにしておくかというような、あるいは、撤退収拾方策という、一番負債が少なくて済む方法というものはお持ちなんですか。

守屋環境整備課長 明野の最終処分場につきましては、46億の県税を投入してつくった施設でございます。ですので、今の漏水検知の原因を1日でも早く原因究明した上で再開をして、施設の有効活用を図っていくということをまずは考えていくということでございます。

桜本委員 持っていないということでしょうか。今でも契約どおり、あるいは延長なりというようなものを求めていくということでしょうか。

守屋環境整備課長 委員御指摘のとおり、もう今は一時も早くということで、先ほど答弁したとおりでございます。

桜本委員 やはり、こういう時代背景もあります。いろいろな想定できないことを想定しておくということが、やはりつかさどる人間の役目だと思うんですね。それは考えていなかったということがないように、あくまでもいろいろな面から、今後起こるべきことは想定をしておく、金額をある程度予想を立てておくということが賢明な仕事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

守屋環境整備課長 そのような考え方もあるのかもしれませんが、ただ、うちの場合は、1日でも早く、まずは原因究明、再開ということを前提に考えておりますので、それをまずは最優先をするということでございます。

桜本委員 今、行政に問われていることは、かたくなな気持ちではなくて、いろいろな場面にお答えができるようなものをいつでもつかんでおいてくださいねということ、県民、国民はそのお役目としているところなんです、その辺、いかがお考えでしょうか。

守屋環境整備課長 私どもの基本的な姿勢は、今後も大きな県の税金を使った施設ということでございますので、あくまでも施設の有効活用ということを考えて、今は取り組んでおります。

(大気、水質の放射性物質測定について)

仁ノ平委員 大気、水質の放射能測定についてお伺いいたします。福島第一原発の事故がありまして、3月18日から本県でも異常時ということでの放射能測定が始まったと聞いています。甲府のモニタリングポストで、地上17メートルのところですと調査が行われたということ、そして、6月13日に、地上1メートルでしたっけ、県内10カ所で測定が行われたと聞いています。おおむね健康には支障がない低い数値であったということも承知はしているのですが、この地上1メートルでの広域的な調査はこの1回で終わらせずに、広域的な、継続的な監視が必要ではないかと考えますが、お考えを伺います。

宮本大気水質保全課長 継続的な測定でございますけれども、今回、県内10カ所の測定結果が甲府の衛生環境研究所のモニタリングポストの測定値と、おおむね同じ範囲内にあるということで、今後はモニタリングポストの値に異常があるとか、緊急性の高い値が出ない限りは、県内は福島からかなり離れてございますので、広域的な調査は当面必要はないんじゃないかと、そんなように考えております。

仁ノ平委員 距離だけではなくて、ホットスポットっていうんでしょうか、きょう発売の週刊誌では大阪の方で高い値が出たとか、お隣、長野で本県より高い数値が出ているとか、そうしたことを、あるいは県民の不安を考えますと、今回1回で終わらずにね、継続的な調査を私は続けていただいて、公表をしていただきたいと思っているんです。課長も事務屋さんというよりは、そういう科学の専門的な方と伺っているんですが、そういう科学的な視点からしてどうなんでしょうか。私は、安全であるとわかっていても、もうこういう事態ですからね、調査をしていって、きちんと安全であるということを県民に知らせていくことが大事のように思います。もう一度伺います。

宮本大気水質保全課長 長野は、大気の関係で山梨よりも高い値の時間がはるかに長い。山梨は平常時を超えたのが、モニタリングポストで1時間だけでしたが、長野は3日間を超えました。そんな中で長野は測定体制を山梨よりはるかに充実してやっておるのは承知しております。ただ、ホットスポットが山梨県においても無いわけではないとは思いますが、現況、特にどこが高いということも無い中で、かなり山梨と福島は距離が離れておりますので、山を越えてこなければならぬということですから、こういう、本当にピンポイントである部分に高い値が出るという可能性は非常に少ないんじゃないかと考えています。

今後は、いろいろな媒体の検査等も、結果がやっていかなければならぬものがありますので、その辺の検査結果を見ながら必要性を検討してまいりたいと考えています。

仁ノ平委員 私はですね、幾ら値が低くてもですね、確かに低いんだぞ、確かにこんな低い数値だぞということを継続的に周知していくことをお願いしたいと思うんです。次に行きます。ぜひ検討していただきたいということで次に行きますが、水質、水道水について。甲府市の水しか調べていないんですよ。ちょっとそのことも不安に思うんですが、独自に飲料水、水道水についてもっと県下でたくさんポイントで調べていただきたいと思いますが、いかがですか。

宮本大気水質保全課長 従前からですね、事故の前から甲府市の水道はやっておりますが、それは継続してやっております。それ以外に上野原の水道を1週間ほど福祉保健部の方で測定しまして、不検出だったからやめたということでございます。

他県におきまして、山梨よりもはるかに近い東京、神奈川では、水道をやっております。東京の多摩川水系、それから山梨から流出しています神奈川の相模川水系について基準は超えていないという状況ですので、山梨も特に必要性は感じていないのだろうと思いますが、福祉保健部の所管でございますので、測定は私どもで管理しておりますけれども、その辺の協議は今のところないという状況でございます。

仁ノ平委員 それについても甲府市だけで大丈夫なのかなと私は思いますし、大丈夫、大丈夫じゃない、じゃなくて、県民、特にお子さんをお持ちの親御さんたちの不安の声ももちろん当局にも届いているでしょうし、私の耳にも入っていますの

で、安全であるということをしちんと調査によって把握してお知らせをしていただきたいと思います。次に行きます。

(森林環境税について)

全く別件です。先ほど御説明いただいた森林環境税の御説明を伺いながら、1点お伺いしたいと思っただけです。それは、まだ県民はよく様子が見えていないというか、イメージできないというか、まだちゃんと説明も受けていないという段階だから無理からぬことなんです、いろいろな御意見もこの新税にお持ちです。新税への信頼、年間500円払ったけれども、これ、よかったよって県民の方に実感していただけるには、自分のお金がこのように有効に使われて、こういうふうに変ったんだと、そのことが明確に県民に実感できてこそ初めて県政の信頼なり新税への信頼は生まれてくると思います。今は導入前なので、本当に丁寧にこうやっていろいろな御説明が我々にも、県民にもこれからなされるんでしょうけれども、問題は導入時だけではなく、事業が始まった後に明確な形で県民にわかりやすく、この新税の効果っていうんですか、使用前・使用後の、使用後の説明と、説明って言うより、もっとビジュアルに、わかるようなことが大切だと、先ほどの話を伺って感じました。その辺、どのようなプランがあるかお聞かせください。

小野森林環境総務課長 これは非常に大事なところだと思っております、先ほどの説明をさせていただいた資料の中にもございますけれども、あの中で基金を運営するための運営委員会というふうなものを設置をする予定でございます。その運営委員会の中には、当然、税をどんなふうな事業に活用していくということとあわせまして、その事業をやることによってどんなふうな効果があったんだというようなことも、事業の検証もしていただく予定であります。そして、その結果につきましても、県民に広くわかるように公表をしてまいる予定でありますので、今、委員御指摘のような点につきましては、十分我々も配慮をして、留意をしてやっていきたいと考えております。

仁ノ平委員 ありがとうございます。

(水資源実態調査について)

武川委員 さっき水資源の関係で、最後に部長さんの御答弁もいただきましたからなんですけれども、1点だけ確認したいんですけれども、調査の中でですね、地下水位と河川流量は国中地域を中心に約100カ所で調査って書いてあるんですけれども、これ、どういうことなんです。

小野森林環境総務課長 調査の地点につきましては、基本的に地下水位を七、八十カ所、それから、流れている河川ですね、河川流量を二、三十カ所、合計100カ所につきまして、委員お手元の資料のとおり100カ所程度を国中地域でやっていきたいと考えております。

これはですね、実は、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、こういった実態調査をやっているのが、過去、平成5年度、6年度にやった調査でございますが、そのときの結果と比較検討するというふうな意味合いで、そのときにやったのがやはり国中で、その当時、地盤沈下とかそういうふうなものが懸念されたというようなこともございまして国中でやったというふうな経緯があるようございましてけれども、それと比較検討するという意味合いで、今、委員御指摘のように100カ所、国中でやるという予定であります。

ただ、これにつきましては、この調査は本年度と来年度、2カ年で行う予定

だというふうに我々は予定をしております。したがって、今年度の調査をやっていく過程で、もう少しエリアを広げて、北麓地域、東部地域にもそういったふうな調査を……。

武川委員 長過ぎるよ、答弁が。

小野森林環境総務課長 失礼しました。そういう状況で100カ所調査します。

武川委員 前回もそうだったから、今回もそれと検証するから国中だけだと、国中を中心にと。さっきの桜本先生の話じゃないけど、かたくなにしなくたって、前回じゃなくたって、今回、広げればいいじゃないですか。国中地域を中心にして、全体的なデータがそろえるとは思わない。

それで、特に、さっきも言い切れなかったんだけど、水資源の活用っていうのは、地域地域でいろいろな状況があるわけです。でも、一番言いたいところでもあったわけなんですけど、地域地域の状況も踏まえた中での調査でなければならないということも重要な要素なんです。例えば、国中の地域の皆さん、あんまり知らないけれども、魚のマス。富士吉田の養鱒事業っていうのは、全国レベルの出荷量で3番、4番、5番という水準なんです。半世紀前に静岡県富士宮市から関係者が移ってきて、よい水を求めて。そして、富士北麓、富士吉田の中で養鱒事業を始めて、このマスの養鱒事業っていうのは、まさに知る人ぞ知るけれども、山梨県の地場産品なんですね。そういう仕事も一部あったりして、ですから、養鱒場でも、流域下水道の処理場の近くでもあるんですよ。ああいうところの伏流水の影響なんかもやっぱり調べてもらいたいね。地下水の状況をね。

何しろ国中地域を中心に100カ所っていうのはどういう状況ですかって言ったら、前回もそうだったから、それと検討する。だったらいいじゃないですか。今回、限られた予算ですから、調査のやり方も限られると思うんですけども、それはそれとしてですね、全体で国中地域だけっていうところにはちょっと問題ありますよ。リニアは国中でもいいけど。国中地域だけでどうして県内状況の全体が把握できるの。

小野森林環境総務課長 先ほどちょっと説明が不足しておりまして、大変恐縮でございます。実は、富士北麓地域におきましては、これまで環境科学研究所におきまして、富士山の火山防災という関係もございまして、地震活動と地下水位の変動というふうな連動するかしらないかというような調査もやってきた経緯がございます。そういった中で、我々が承知しているところでは北麓地域では4カ所、そういったふうな観測をしていると聞いております。したがって、そんなデータも参考にしながら、委員御指摘のように、今後、ことし調査をしていくわけでございますが、そういった中で北麓エリアの方にも広げたらいいかということにつきまして検討させていただきたいと思っております。

武川委員 ふだんは縦割り行政しかしてないくせに、都合のいいときだけは環境科学研究所を持ってきて、横と連絡を取っているような話をしてね。まあ、いずれにしても、100カ所やる。100という数字がベースであれば、中には25カ所ぐらいは郡内で調べなきゃ、大体平均的なものは出てこないんじゃないかなという感じはするんですね。いずれにしても、今回は予算的にもうしようがないかもしれませんが、富士吉田で4ポイント？ 郡内全域で、もうちょっと調べてもらいたい。

小野森林環境総務課長 検討させていただきます。よろしく申し上げます。

- その他
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については、委員長に委任された。
 - ・本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一